亀山市議会基本条例逐条解説

亀山市議会

平成22年 6月30日 作成

平成26年 9月29日 改訂

平成27年 7月 1日 改訂

平成30年 4月 1日 改訂

(前文)

選挙で選ばれた議員により構成される亀山市議会(以下「議会」という。)は、同じく選挙で選ばれた市長とともに亀山市の代表機関を構成する。

日本国憲法に基づく二元代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。

議会には、市長との緊張関係を保ち、市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行うととも に、政策形成機能についても更なる充実を図ることが求められている。

議会と市長には、亀山市として最良の意思決定を導くことで、その活力ある発展及び市民全体の豊かさ の向上を目指していく使命が課せられている。

地方が主体となる新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、 議会には、これまで以上にその持てる権能と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。

議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ 市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かっ 達な討議をとおして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。

以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市 民と議会、議会と市長とのそれぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時 代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条 例」を制定する。

【解 説】

本条例を制定するに至った背景や経緯、必要性等を示し、亀山市議会の決意を表明したものです。

国は、選挙によって選ばれた国会議員による選挙で首相を選ぶという議員内閣制であるのに対して、地 方公共団体では、日本国憲法第93条第1項には、地方公共団体には、法律の定めるところにより、その 議事機関として議会を設置するとあり、同条第2項には、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律に 定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると定められています。

地方公共団体では、市長は執行機関として、議員で構成される議会は議決機関として、共に市民に対してその政治責任を負うという二元代表制が採用されています。 つまり地方公共団体においては、市長も議員も共に市民全体の代表であり、市民の負託に応えるという共通の使命を持っています。

従って、市民に対する政治的な責任を果たすために、市長は執行機関、議会は議事機関として、公正、 妥当な行政を確保するよう努めるべきとされています。これは、憲法で定める地方自治の本旨のうち、地 方自治という、地域のことはその地域の市民の意思に基づき、地域の市民の代表者で構成する議会に政治 や行政を行わせるといった代表民主制を具現したものです。

議会と市長は対等の立場、適度な緊張関係にあります。上下の関係なく運営を行い、相互に責任を負うこともありません。議会は市長の執行権を、市長は議会の自律権を尊重し合い、市民全体の豊かさの向上のための責任を負う仕組みとなっています。

よって、市長は条例、予算、その他議会の議決に基づく事務をはじめ、市の事務全般を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する義務を、議会は議事機関として、市長から提案された重要事項について議会の議決をもって意思決定するとともに、自らも政策立案をし、提案する義務が課せられていると言えます。 新しい地方自治の時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲は拡大しています。 亀山市議会は、議会での討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じて市民の声を積極的に受け止め、開かれた議会を目指し、より身近で信頼される議会をつくることを決意しました。

前文は、以上のような亀山市議会の決意を表明し、その実現のための議会自身の基本的規範として本条例を制定することを宣言したものです。

【用語解説及び参考】

※日本国憲法

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

※前文とは

「前文」は、法令の題名(目次があるときは、目次)の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるもの。その法令の制定の理念を強調して宣明する必要がある場合に置かれることが多く、特に「基本法」に見られる。

※二元代表制とは

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする組織原理。日本国憲法第93条第2項の規定を受けたもの。

※執行機関とは

地方公共団体には、執行機関として、首長(都道府県知事、市町村長)のほか委員会又は委員を置くこととされている(地方自治法第138条の4第1項)。執行機関には、選挙された首長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などといった委員会及び委員(「行政委員会」と総称されることもある。)から構成され、それぞれの執行機関が独立した権限を持つとともに、これらの執行機関全体の総合調整は首長が行うシステムである。一つの機関への権限集中を避け、複数の執行機関に権限を分掌させて、それぞれが独立して事務を処理することにより、民主的な行政が行われることを期待している(「執行機関の多元主義」と呼ばれる。)。

※地方自治法

- 第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それ ぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によって、系統的にこれを構成しなければなら ない。
- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。
- 第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定める ところにより、委員会又は委員を置く。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることによって、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

【解 説】

前文において掲げた議会の決意を受けて本条例の目的を明文化したものです。

本条例で、議会及び議員の責務、活動の原則、市長との関係などを明確化するとともに、自主的・自律的な 議会運営の実現のための基本的な事項を明文で規定化することで、それらの必要性や重要性を議会及び議員に おける共通認識として確認し、併せてその趣旨に沿った運営を実現することにより議会の使命を果たしていく ことで、『市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する』こととしたものです。

この目的を全ての亀山市議会議員が共有し、共通の目的に向かって活動していくことを宣言していると言えます。

【用語解説及び参考】

※目的規定とは

「目的規定」とは、法令の立法目的を簡潔に表現したもので、その法令の達成しようとする目的の理解を容易にし、その法令の他の条文の解釈・運用の指針にもなる。(前文を置く代わりに、目的規定の中で前文に掲げるべき内容を規定することも可能。)

一般的には「・・・することにより、・・・することを目的とする」「・・・することにより、・・・を図り、もって・・・することを目的とする」というように、まず目的達成のための手段を掲げ、その後に目的を規定するものが多い。

なお、類似するものとして「趣旨規定」があるが、これは、一般的に当該法令で規定する事項の内容そのものを要約したものとされ、上位法令の委任を受けたものに多く、基本条例中に置くことはそぐわない。

(基本方針)

- 第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。
 - (1) 市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価を行うこと。
- (2) 議案の審議又は審査のほか、政策の立案及び提言に取り組むこと。
- (3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (4) 新しい地方自治の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

【解 説】

本条例の基本方針を定めたものです。

第1条で定めた目的に則して、亀山市議会としての基本姿勢を示し、その理念を共有するものです。亀山市議会は、この基本方針に基づいた議会活動を行うことで、第1条で定めた目的の実現を図ります。

また、議会活動を行うに当たっての様々なルールづくりをするに際しても、この基本方針に沿った活動ルールを定めていくこととなります。

なお、「その他の執行機関」とは、市の教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

【用語解説及び参考】

※地方自治法

- 第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員 会及び委員は、左の通りである。
 - (1) 教育委員会
 - (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4)監査委員
- 2 (略)
- 3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
- (1)農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

(定義)

第3条 この条例において「市民」とは、市内に在住、在勤、又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

【解 説】

本条例における「市民」の定義を明確化したものです。

本条例における「市民」とは、

亀山市に住んでいる人

亀山市に勤めている人

亀山市内の学校等に通学している人

亀山市内で活動(営利/非営利問わず)している法人(企業・個人)や団体 と定義します。

この「市民」の定義が意味することは、亀山市に関わる全ての人や団体等を対象として、活力ある発展と 豊かさの向上を目指していくという議会の思いです。

(議会運営の原則)

- **第4条** 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。
- 2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。
- 4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。
- 5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。
- 7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

【解説】

市民の多様な意見を代表する議会として亀山市にとって最適な選択(決定)をするとともに、その判断に至った過程を広く市民に向けて公開することを含めた議会の活動及び運営原則を掲げたものです。

市長は、広範多様な市民の意見の把握に物理的な限界があります。これに対して議会は、市民の直接投票により選挙された複数の議員から構成される合議体であることから、幅広い民意を把握することが可能です。 様々な行政課題に対する解決の選択肢の中から、市民の意思にかなう最も適切な選択をしなければならないという合議体としての決定責任を明確化したものです。

併せて、議会の活動を市民の注視の下に置くことで、民意がどのように審議に反映しているか、公正な議事がなされているかを確認できることが、議会の市民代表性を維持するために不可欠であるとの認識から、議論の過程を議会として積極的に公開することを明確化しました。

また、議員相互間の討議を十分尽くして合意形成することや、分かりやすい言葉や表現を用いた自律的運営に努めることで、市民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を目指していくことを規定しています。

【用語解説及び参考】

※言論の府とは

議会は言論の府と言われるように議員活動の基本は言論であり、案件は全て議員の自由な言論をもって決定 されるのが原則である。地方自治法では議会における言論を尊重し、その自由を保障している。しかし、議場 の秩序を乱したり、無礼な言葉を使用したり、他人の私生活にわたる言論は許されるものではなく、議員も自 分の発言に責任を持たなくてはならない。

(議員の役割、責務等)

- **第5条** 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託に応えなければならない。
- 2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。
- 3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表としてではなく、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動しなければならない。
- 4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。

【解 説】

亀山市議会議員としての責務を果たしていくために、その活動上の原則を掲げたものです。

市民全体の代表者であるという観点から、議員としての品位の保持と能力(資質)の向上について明確化しています。また、合議制の機関を構成する議員としての立場から、広範な情報を収集し、多様な市民意見を把握することにより、活力ある発展と豊かさの向上のために最適な決定を議会が行っていけるよう、一人ひとりの議員がそれぞれの職務を遂行していくことを規定しています。

亀山市議会は、市民の意見を的確に把握することと、議会活動についての説明責任を果たすこと、この市民 と議会の間における双方向型コミュニケーションを通じて、市民に信頼される議会を目指していきます。

【用語解説及び参考】

※責務規定とは

「責務規定」とは、一般的には、その法令の基本理念を明確にした上で、その理念を実施するために必要な者の責務を規定したものをいう。国の「基本法」に多くみられるが、具体的施策について定めた基本法以外の法令にも見られる。

(議長の責務)

第6条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公正な立場で職務を遂行するとともに、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行わなければならない。

【解 説】

議長は、地方自治法第104条に定める代表権のもと、同条に定める議事整理等の職務を中立公正な立場で遂行するとともに、議員各自が亀山市議会政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守するべく、議会の品位を保持し、民主的な議会運営を行うべき責務を有することを明確化したものです。

《平成26年亀山市条例第29号の追加について》

第4条 (議会運営の原則) と第5条 (議員の役割、責務等) に続き、議長の責務を新たに第6条として追加した。

【用語解説及び参考】

※地方自治法

第104条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

(委員長の責務)

第7条 委員会の委員長は、委員会において、中立かつ公正な立場で職務を遂行しなければならない。

【解 説】

委員会の委員長は、亀山市議会委員会条例第11条に定める委員長の議事整理権及び秩序保持権のもと、その職務を、中立公正な立場で行うべき責務を有することを明確化したものです。

《平成26年亀山市条例第29号の追加について》

第4条(議会運営の原則)、第5条(議員の役割、責務等)、新第6条(議長の責務)に続き、委員長の責務を新たに第7条として追加した。

【用語解説及び参考】

※亀山市議会委員会条例

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

※亀山市議会基本条例

(議会運営の原則)

第4条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。

(会派)

- **第8条** 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努めるものとする。

【解 説】

本条例における「会派」の定義を明確化したものです。

規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては、政策・理念を共有する集団として構成された「会派」同士の議論が円滑な議会運営に資する性質を持っています。

第1項では、会派を「理念を共有する議員」と位置付けるとともに、議員が会派を結成することができることを定めています。第2項では、各会派が議会活動について相互に議論を行い、「政策の立案、決定、提言等に関し合意形成に努める」と定めています。

ここで示される会派とは、政策・理念の共有組織としての会派です。政務活動費の支出に関する会派の位置 付けとは異なるところがあります。詳しくは、第17条を参照ください。

【用語解説及び参考】

※1人会派について

亀山市における政務活動費制度上、1人でも会派とみなしているが、これは議員の議会運営における一般的な"会派"ではなく、便宜上、会派と同等に扱うという政務活動費の交付対象の考え方を重視したものであり、地方自治法の趣旨に配慮したものである。

これは、政務活動費があくまで執行機関に対する監視機能や調査機能を十分に発揮し、議員活動を充実させることを主眼とした制度であることから、多分に執行部側の機械的な取扱いに重きを置き、議会運営上の取扱いと異ならせることにより、市長の裁量による補助金的性格を薄めたものとされる。

(議員研修の充実及び強化)

- **第9条** 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

【解 説】

亀山市議会議員としての資質向上を図るため、議員研修や専門的知識の活用を明確化したものです。

第1項では、議員の資質向上、政策形成能力や立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。第2項では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた取り組みに努めていくことを規定しています。

議員研修を充実させることは、市長その他の執行機関に対する監視力・評価力を向上させることとなり、ついては、市民にとって最適な選択をすることに繋がります。議員自身もそれだけの自覚と責任を持って資質向上に努めなければなりません。

(市民の参画)

- 第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して 市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。 (平成25年亀山市条例第3号・一部改正)

【解 説】

亀山市議会としての情報の発信及びその説明責任を明確にし、積極的な市民参画が得られるよう、議会 としての意思を明示したものです。

「第28次地方制度調査会」においては、議会には多様な民意の反映、住民意見の集約といった役割などが求められていることが答申されており、市民の意思と議会の意思が隔たっていては、市民代表としての機能・役割を果たすことができず、二元代表制の一翼を担うことができません。そのため、議会は、常に市民の意見や要望、懸案となる問題に目を光らせ、耳をすませ、肌で感じ取れるほどの感覚を研ぎ澄ませていなければなりません。

第1項、第2項、第4項では、議会が、意思決定やそこに至る過程についての情報を議会広報紙や議会ホームページといった情報通信の技術を利用した方法などにより積極的に発信を行い、議会及び議員の活動に対する理解と信頼を深める努力を明確化したものです。

第3項では、亀山市の直面する重要課題等に対応するために、議会自らがイニシアティブを取って、大学等研究機関(専門的知見)や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決に向けた努力をすることを規定しています。

第5項は、市政上の様々な課題の解決や施策の推進に当たり、広範多様な市民の意見を把握し、市民と 議員とが意見交換をする場を設けることを明確にしています。

≪平成25年亀山市条例第3号の一部改正について≫

第3項において規定する「公聴会制度及び参考人制度」について、根拠としていた地方自治法が改正され(平成24年法律第72号)、新たな条項を根拠とする改正を行った。市民の参画について、条例上の定義等を改正したものではない。

【用語解説及び参考】

※議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験者等(個人、法人、大学、法人格のない団体・組織等)にさせることができることとするもの(平成18年地方自治法改正による同法第100条の2を受けた規定となる。)。

専門的知見の活用については、従来から「公聴会」や「参考人」の制度があるが、これらは意見を聴取することにとどまり、議会が必要とする専門的な知見を得るためのものではなかった。また、執行機関が第三者等により調査研究をさせ、その結果を説明させることもあったが、これも執行機関の事務執行の一環として位置付けられるものである。

そのため、議会における審議の充実と、政策形成機能の強化を図る見地から、平成18年地方自治法改正により新たに「専門的知見の活用」が設けられた。

亀山市議会においても、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会の審議を充実し、議会が担うべき監視機能、 調査機能、政策形成機能などを最大限発揮するために、学識経験を有する者等の知見を活用することとし た。この条に規定する制度は、議会の自主性を基底とする活動として、議決に基づき調査等をさせること となる。

なお、学識経験者等の知見を活用した調査は、議案の審査又は市の事務の調査が議会において行われていることが前提となるため、議会が閉会した後に引き続きこれを行わせる必要があるときは、閉会中の継 続審査の手続が必要となる。

※地方制度調査会(第28次)

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」より抜粋 (平成17年12月9日)

『(議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討)

また、議会が、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、その議決により、学識経験を有する者等必要な者に、個別具体の事項について調査・報告をさせることができることとするとともに、複数の者の合議による調査、報告もできることとすべきである。』
※ 議会広報は、広く市民に対して議会の活動や審議の結果などの情報を提供し、その説明責任を果たす最も重要な手法であり、市民と議会のコミュニケーションを図ることで、市民の議会への理解や信頼を得ることにつながる。

市政へ市民の意思を反映させるため、議会に求められる監視機能、調査機能、政策形成機能などが確実 に果たされているか、自分たちの税金がどのように使われ、自分たちの意思がどのように市政に生かされ ているのかなど、市民の批判と評価を得るためのツールとして広報が果たす役割は大きいものとなる。

本条によって、議会における決定の理由や経過について広報機能を活用して広く解き明かしていくこと はもちろんのこと、事後報告的な情報のみならず、市政上の問題について事前に内容を知らせ、問題意識 の共有を図るなど、市民と議会との接点として、有効に広報機能を活用していくよう努めることとなる。

亀山市議会では、現在、議会だより、議会ホームページのほか、ケーブルテレビやインターネットによる議会中継など、多様な手段を用いて広報の充実を図るとともに、広聴広報委員会を設置し、議会だよりや「こんにちは!市議会です」、ホームページなど広報に関する事項の議論を通じて、さらなる広報の充実を図っている。

※地方自治法

- 第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査 のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。
- 第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。
- 2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を 審査する。
- 3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。
- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- 4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。
- 5 第115条の2の規定は、委員会について準用する。
- 6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するもの につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。
- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。
- 第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公 聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。
- 2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(議会及び議員と市長等の関係)

- 第11条 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。
- 2 議長から、議会の本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、 議員の質問等に対して反問することができる。

【解 説】

本会議における論点及び争点の明確化と反問権の付与を定義した条文です。

議員は明確な論点及び争点を持って質問することとし、市長等は議長又は委員長の許可のもと、質問に対する反問をすることが可能になります。

反問権の付与について重要なのは、反問することが可能になったことではなく、議員と市長等の双方が、論 点や争点を明確にして質疑応答をしなければならないということです。即ち、議会の本会議を見ている市民に とって、分かりやすい質疑応答でなければならないということです。

議員は、本会議の向こう側に常に市民がいることを認識して活動していきます。

この条に規定する市長等とは、本会議や委員会に出席した市長及び執行機関の職員のことをいいます。

【用語解説及び参考】

※質疑・質問は議員に認められたものであり、従来、本会議や委員会に出席した市長等は一方的に質疑・質問に答えるだけであったが、丁寧かつ要点を押さえた答弁を確保するために、議員の質疑・質問の趣旨が不明確であったときは、市長等による確認のための発言を認めることにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、論点を明確化し、議会審議の充実と活性化を図るもの。

※質疑とは

議題となっている事件について、賛否又は修正などの態度決定が可能となるようその不明確な点について、提出者等の説明や意見を質すためのもの。

質疑の内容は、事実の確認に限定されるものではなく、政治的、法律的な疑問でも差し支えないが、質疑はすべて簡明を旨とし、議題外にわたること及びその範囲を超えることはできない。質疑をするに当たっては、自己の意見を述べることはできないとされ、さらに、自ら賛否の意見や理由を述べる「討論」にわたることは質疑の範囲を超えるもので許されないとされる。

※質問とは

議員が、その属する地方公共団体の権限内の行政(一般事務)全般にわたり、執行機関に対し事務の執行 状況、将来に対する方針等について所信(自ら信じるところ)を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を質すこと。相手方は執行機関に限られ、議長・議員に対してすることはできない。

一般質問は、定例会に限って許され、臨時会においては付議事件として長が告示したものに限って質疑が認められることになる。

(市長の提案説明)

- **第12条** 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。
 - (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較及び検討
 - (4) 市民参画の実施の有無とその内容
 - (5) 亀山市総合計画との整合性
 - (6) 財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審議について、前項の規定に準じて市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

【解説】

市長が、重要な政策等や予算・決算の提案を行う場合、7つの条件を示す説明責任のルールを明確にしています。

これは、政策水準の向上と議会審議における公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るためです。政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることにより、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。ここで言う重要な政策とは、基本計画における「政策」「施策」「事業」のうち、「政策」「施策」を指しています。(検討課題カルテ、平成24年8月30日決定)

議会が市長に対して監視機能、調査機能、政策形成機能などを果たしていくためには、市長が有する各種事務事業に関する情報を的確に把握し、有効に活用する必要があります。本条では、議会が政策の決定(判断)をする上で必要な情報や、議会自ら行う政策形成の過程で必要と考えられる情報について的確に把握・認識できるよう、市長に対して関係情報の提出や意見の提供などを求めていくことを定めています。

【用語解説及び参考】

※「資料の提出」

※地方自治法

地方自治法上、議会が市長の事務に関する資料の提出等を求めることができるのは、

- ①第98条の規定による検査権
- ②第100条の調査権の行使

となるが、①の場合は「事務の執行状況検査」を目的とするものとされ、また②は選挙人その他の関係 人を対象とするものであって執行機関等を対象とするものではない。さらに、いずれのケースも議会が 行うものであり、機関意思として議決を要することとなり、その制約は大きい。

現行の議会制度上、執行機関には、議会(議員)からの一般的な資料請求に応じる法的な義務はなく、執行機関の議会に対する配慮から行われているにとどまり、情報資料に関する限りは、対等とはいえない状況にある。

なお、国会においては、国会法第104条で、内閣、官公署その他に対し「必要な報告又は記録の提 出」を求めること、内閣等は「その求めに応じなければならない」ことを規定している。

第98条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及 び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害す るおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定 めるものを除く。)に関する書類及び計算書を検閲し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管 理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他 法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査すること ができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により本項の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。この場合における監査の実施については、第199条第2項後段の規定を準用する。

(議会の議決事件)

- 第13条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げる計画又は方針の策定、変更 (軽微なものを除く。)又は廃止とする。
 - (1) 亀山市総合計画条例(平成27年亀山市条例第24号)第2条第3号に規定する基本計画
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定により定める都市計画に関する基本的な方針

(平成23年亀山市条例第23号・一部改正、平成26年亀山市条例第29号・旧第11条繰下、平成27年亀山市条例第29号・一部改正、平成30年亀山市条例第17号・一部改正)

【解 説】

地方議会の有する議決権のうち、地方自治法第96条第2項の規定による議決権の拡大に関する事項を明記しています。

議会の議決の対象となる事件は、地方自治法第96条第1項に列挙され、その主なものは、条例を制定改廃すること、予算を定めること、決算を認定すること、一定規模以上の契約を締結することなどとされています。議会は、市長その他の執行機関に対して、その地方公共団体の意思決定機関として存在し、市長が提案した案件に対して可否を表明することが重要な使命、職責です。議会は、議会を構成する議員が賛成、反対の意思を表明し、その結果を議会の意思として決定することで、議決権、選挙権、調査権など多くの権限を行使しますが、そのうち議決権が、議会の権限の中で最も典型的、基本的なものとされます。

地方自治法第96条第2項の規定は、民主的な行政運営の要請と市長等による効率的な行政運営の 調和を図り、地方公共団体の意思決定機関としての議会の地位を尊重し、その機能を強化するため、 必要と認める事件を条例で議決事件として追加拡大する途を開いたものとされます。(ただし、法令 の規定により市長等に権限が専属するものや、事務の性質上市長等に専属すると解されるものについ ては、議決事件として追加することはできません。)

近年、市政の課題が多様化・専門化してきていることに伴い、地方自治法第96条第1項に列挙されている事項以外にも、各種行政計画など、市民にとって重要である事項が増えてきています。議決事件の拡大は、そのような重要な事項を議会の議決を要する事項に加えることを意味しており、議会権限の拡充の手法として有効であり、議会の行政に対する監視機能の強化に結びつくものと考えられます。

本条では、「総合計画条例(平成27年亀山市条例第24号)第2条第3号に規定する基本計画の 策定、変更(軽微なものを除く。)又は廃止」としていますが、今後、この議決事件を拡大していく ことも検討しています。市民の負託にこたえる市政運営を実現するため、議会が議決事件の拡大につ いて検討を図ることで、議会の監視機能、調査機能、政策形成機能などを高め、議会の責任を果たし ていくことを目的としています。

なお、議決事件の追加は条例によることとされており、議会基本条例中に規定することとしました。

≪平成27年亀山市条例第29号による一部改正について≫

平成23年の地方自治法の一部改正による基本構想の策定義務の撤廃を受け、市では総合計画を策定することとし、平成27年6月に総合計画条例を制定し、基本構想の策定等について議会の議決を経ることを定めた。このことにより、本条において、基本計画の策定等を議会の議決事件とし、基本計画の引用法令を総合計画条例に改めた。

≪平成30年亀山市条例第17号による一部改正について≫

議会改革推進会議及び議会改革推進会議検討部会における検討の結果、市の基本構想及び都市計画の方針に即して策定される「都市マスタープラン」は、特に重要な計画であることから、その策定、変更又は廃止について、新たに議決事件とした。

なお、計画(方針)の「軽微な変更」は、議決事件から除くこととし、「軽微な変更」の考え方については以下のとおりとする。

- (1) 計画(方針)において使用している個別の政策や事業の名称や統計データの更新など、計画 (方針) の基本的な方向性に影響を与えない部分のみを変更する場合
- (2) 計画(方針)において使用している法令の改正に伴う条項ずれなど、法律や条例の制定改廃により、政策的な判断を伴わずに自動的に書き換えが必要となる部分のみを変更する場合

【用語解説及び参考】

※地方自治法

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 - (1)条例を設け又は改廃すること。
 - (2) 予算を定めること。
 - (3)決算を認定すること。
- (4) 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- (5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- (6)条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は 適正な対価 なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (7) 不動産を信託すること。
- (8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は 処分をすること。
- (9) 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (11)条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。)に係る同法第11条第1項(同法第38条第1項 (同法第43条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- (14) 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- (15) その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。
- ※亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年亀山市条例第47号) (議会の議決に付すべき契約)
- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)
- 第3条 第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定 価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000 平方メートル以上のものに係るものに 限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとす る。
- ◎議会基本条例以外で地方自治法第96条第2項の規定に基づき、条例で議会の議決すべきものを 定めているもの
- ●亀山市名誉市民条例(平成20年亀山市条例第39号) (決定)
- 第3条 名誉市民は、市長の推薦により、市議会の議決を経てこれを決定する。
- ●亀山市総合計画条例(平成27年亀山市条例第24号)

(議会の議決)

第11条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。 ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(行政の監視及び評価)

第14条 議会は、市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及びその評価を明らかにする責務を 有する。

【解 説】

議会の監視及び評価について、その責務を明確化しています。

地方公共団体において、議会と市長は相互に対等な関係にあり、自治体運営の車の両輪として適度な均衡・ 対等関係を保ちながら、相互の理解・協力の上でそれぞれの職責を果たさなければなりません。とりわけ、自 治体行政の適正な執行を確保するには、市長の事務執行を監視する議会の役割が重要となります。

本条では、議会が、市長その他の執行機関の事務の適正な執行を確保するため、対等な関係の下で市長その他の執行機関の事務を厳正に監視・評価するという議会の責任を明確にしています。

ただし、「監視」「評価」はあくまで議会の意思として行うものに限られ、議員個人又は議決を受けていない委員会による監視・評価は、含まれるものではありません。

【用語解説及び参考】

※地方制度調査会(第29次)

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について」より抜粋 平成21年6月16日) 『(議会制度のあり方)

議会の監視機能は、監査委員の監査とは異なり、住民の代表機関といった立場から、当該地方公共団体の行政全般にわたって果たされるべきである。』

(政策の形成及び提言)

第15条 議会は、条例の制定、議案の修正及び決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

【解 説】

政策形成や政策提言について、議会としての積極的な姿勢を明確にしています。

従来の議会運営においては、執行機関から提案された条例の制定及び改廃、議案、議決承認事項等に対して、"承認機関"としての議会になりがちでしたが、本条により、条例制定の提案、否決や修正をも視野に入れた議案審査、決議等の採択による積極的な政策提言、政策立案を行う姿勢を明確にし、市民のための議会であることを自覚するものです。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第16条 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

【解 説】

議会は、討論の場(言論の府)であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を中心とした運営に努めていくことを規定しています。また、自由討議を推進し、議員間において多様な議論を重ねることで、議会としての共通認識の醸成、合意形成を構築するとしています。

(政務活動費の執行及び公開)

- 第17条 会派(亀山市議会政務活動費の交付に関する条例(平成17年亀山市条例第5号。以下この条において「条例」という。)第2条に規定する会派をいう。以下この条において同じ。)は、政策の立案及び提言を行うため、同条例による政務活動費を有効に活用し、積極的に調査及び研究を行うものとする。
- 2 会派は、政務活動費の執行に当たっては、条例を遵守しなければならない。
- 3 政務活動費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

(平成25年亀山市条例第3号・一部改正)

【解 説】

政務活動費の執行及び公開について明確化しています。

法を根拠とする政務活動費の交付に関しては、市既定の条例、規則を遵守し、積極的かつ有効的に活用する ものと規定しています。また、公正性、透明性の観点から、収支報告書、会計帳簿について積極的な公表を規 定しています。

政務活動費の交付に関しては、関連例規(亀山市議会政務活動費の交付に関する条例)を参照ください。

≪平成25年亀山市条例第3号の一部改正について≫

地方自治法の改正(平成24年法律第72号)により、「政務調査費」という名称が「政務活動費」という 名称に変更となった。条例上の内容を改正したものではない。

【用語解説及び参考】

※ 地方自治法第100条第14項の規定に基づき、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に対して交付される「政務活動費」に関するもの。

政務活動費は、条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対して交付される。地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中、地方議会が担う役割も格段に重要となってきているという認識の下に、議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の地方分権一括法が施行された約1か月後に地方自治法が改正され、平成13年度から制度化されたもの。

亀山市議会では、会派に対し、政務活動費として毎月一定額2万円が支給されているが、公費で賄われることから、その使途の透明化を確保するために、ホームページ等で公開している。

なお、政務活動費の法的性格は、その生い立ちから、地方自治法第232条の2の「補助金」とされ、 したがって、政務活動費の目的に沿った支出が前提となり、目的を逸脱した場合、補助金という性格から 取消しや返還の問題が、また、精算して残金があったときも返還の問題が生じることとなる。

※地方自治法

第100条 (略)

2~13 (略)

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16~20 (略)

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の厳粛な信託を受けたことを自覚し、市民全体の代表者として常に良心と倫理性をもって努めなければならない。

【解 説】

議員としての倫理的義務について定めています。

議員は、その活動の公正を確保し、職責にもとる行為により議会への不信を招くようなことなく、市民の負託に値する高い倫理的義務に徹しなければなりません。

議員は、その職権や地位による影響力から、一般の職員より高い倫理の保持を求められており、特定の利益の実現を求めて公共の利益(市民福利)を損なうことがあってはならないことから、本条において、議員の倫理的義務を定めています。

なお、議員や市長には、法令上、一般職の職員に適用される懲戒処分に当たる規定はありません。これは、 議員が市民全体を代表する政治職であるがゆえに、本人の自覚と市民による監視に委ねられているためと考え られています。

(議員の定数)

第19条 亀山市議会議員定数条例(平成24年亀山市条例第32号)に定める議員の定数の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

(平成25年亀山市条例第3号・全部改正)

【解 説】

議員定数について、その根拠、改正における考慮点等を明確化しています。

議員定数の改正については、単に行財政改革という視点だけでなく、市政の現状や課題、人口、面積、 財政力、事業課題といった多面的な視点を考慮して検討するべきものと定めています。

合併時の亀山市議会議員の定数は、「平成17年1月11日から新たに設置される「亀山市」の議会の議員の定数(亀山市告示第36号)」により22人と定められましたが、平成24年11月の臨時会で議員提案による「亀山市議会議員定数条例」(平成24年亀山市条例第32号)が制定され、定数が22名から18名に変更され、平成26年度の一般選挙から施行となります。

議員の定数を決定するに当たっては、議会を構成する議員の規模が議会の機能・役割を左右することとなること、市民意思を十分に吸収し、その代表性を確保し、少数意見の排除を避けることなど、配慮するべき点は多くあります。議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保することは議会の責務を果たすための基本となるものであり、単純に、行財政改革といった財政的な観点、効率性の観点のみから削減を行うべきではありません。

本条においては、財政的な観点だけでなく、法令やこの条例で定める議会の活動を推進し、議会の備えるべき機能を確保するという観点から、議会が議員の定数を決定することを定めています。

《平成25年亀山市条例第3号の全部改正》

平成24年11月に「亀山市議会議員定数条例(平成24年亀山市条例第32号)」が制定されたことを受けて、条例の一部改正を行い、議員定数の根拠を明確化しました。

また、議員定数改正の提案において、本条において規定する事項の例外規定として、地方自治法第74条第1項に規定される直接請求による条例の制定改廃の場合及び市長提案での条例改廃の場合を規定しました。

【用語解説及び参考】

地方制度調査会(第29次)から、「議会の議員定数については、現在、その上限を人口区分に応じて法定しているところであるが、議会制度の自由度を高めるため、定数の決定は各地方公共団体の自主的な判断に完全に委ねることとし、法定上限を撤廃すべき」といった答申(平成21年6月16日)が出され、平成23年5月2日、地方自治法第91条が改正され、「市町村の議会の議員の定数は、条例で定める」とされた。

※地方自治法

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。 3~8 (略)

(平成23年5月2日改正)

※改正前の地方自治法

- 第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。
- 2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。
- (1) 人口2千未満の町村 12人
- (2) 人口2千以上5千未満の町村 14人
- (3) 人口5千以上1万未満の町村 18人
- (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人
- (5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人
- (6) 人口5万以上10万未満の市 30人
- (7) 人口10万以上20万未満の市 34人
- (8) 人口20万以上30万未満の市 38人
- (9) 人口30万以上50万未満の市 46人
- (10) 人口50万以上90万未満の市 56人
- (11) 人口90万以上の市 人口50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)
- 第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

(亀山市の平成17年国勢調査人口 49,253人)

(議員報酬)

第20条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)で 定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び 市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考 慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとす る。

【解 説】

議員報酬について、その根拠、改正における考慮点等を明確化しています。

議員報酬の改正については、議員定数の改正と同様に、単に行財政改革という視点だけでなく、市政の 現状や課題、人口、面積、財政力、事業課題といった多面的な視点を考慮して検討するべきものと定めて います。また、提案に際しては、専門家の意見を十分に活用して明確な改正理由を付することを定めてい ます。

議員活動の実態は、議会や委員会に出席する「公務活動」だけではなく、「準公務活動」としての任意 設置の会議や会派の会合、勉強会、議会を超えた研修会、さらには非公務の「政治活動」として地域住民 や支持者からの要望や意見の聴取、議会が行う意見交換の場、地元団体(自治会、商工会議所、PTAな ど)の会合や地域イベント事業への参加・協力など広範な領域に及んでいます。

このような実態に見合うよう、また、議員の広範な職務遂行と議会が有する権能や役割の大きさから も、一定水準の報酬の保障が必要とされるものです。本条において、議員の活動範囲の拡大や調査審議事 項の複雑多様化、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況といった多角的な視点から議員 報酬を決定することを定めています。

本条を踏まえ、具体的には「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第37号)」において、議員報酬の額が定められることとなります。

なお、平成20年の地方自治法改正により、議員の報酬と非常勤職員等の報酬の違いを明確にし、それ ぞれ条文を分けて規定するとともに、さらに議員の報酬については固有の名称である「議員報酬」を新た に設けたところです。

第8章 議会の改革及び体制の整備

(議会改革推進会議)

第21条 議会は、継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置く。

【解 説】

本条例の制定だけでなく、運用も含めた継続的な改革の推進を目的として「議会改革推進会議」を設置することを明文化しています。

当然のことながら、この「議会改革推進会議」は設置することが目的ではなく、本条例を軸として様々な市政の現状に対応し、議会改革の道を閉ざすことなく進んでいくことを誓うものです。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法 務の機能の充実及び強化を図るよう努めるものとする。

【解 説】

議会の政策提案機能等を補助する議会事務局の体制整備について規定しています。

議会事務局は、議会に関する事務を執行するとともに、議会がその機能を発揮し、効果的・効率的な議会運営を行えるよう、議会の活動を補佐する役割を担っています。

地方分権の時代にあって、地方議会は市政の課題を解決するため、その機能を一層充実強化することが求められており、議会を補佐する事務局の役割も増大していることから、議会を補佐する事務局として、その体制の強化と運営の充実を図ることを定めたものです。

亀山市では、「亀山市議会事務局条例」に基づき議会事務局を設置し、議長の指揮監督の下で、議会の運営 に係る庶務的な事務はもちろんのこと、議員提出議案の立案補助など、議会の各機能の充実と議会の効果的な 運営を確保しています。

【用語解説及び参考】

※地方自治法

第138条 都道府県の議会に事務局を置く。

- 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務 に従事する。
- 8 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

※現在、議会事務局職員は、採用試験を経て執行機関の職員と一括で採用されるため、議会事務局職員の 配置や増員については執行機関の人事の影響を受けることとなる。

しかし、議会事務局は、議会の監視機能や政策立案機能等をサポートする専門性を持った体制が求められることから、議長は、議会事務局職員の人事に関しては、その任命権を行使して、積極的に市長と協議すべきである。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会図書室の 充実に努めるものとする。

【解 説】

議会図書室の整備について規定しています。

地方自治法第100条第19項の規定により、官報、広報、刊行物の公文書の保管義務は当然のこと、議員 の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実することを規定しています。

【用語解説及び参考】

※地方自治法

第100条

19 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第9章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第24条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

【解 説】

本条例が、議会に関する他の条例等に対して優位性を有していることを明確にしています。

「議会基本条例」を、亀山市議会における基本的事項を定めた"最高規範性"を有するものとして位置付けるとともに、議会に関する他の条例等の制定改廃は、「議会基本条例」との整合を図り、その趣旨に反するものとしてはならないと規定しています。

議会基本条例も条例形式を採っており、改廃に当たっては一般の条例改廃の手続と同様となりますが、議会 基本条例が「最高規範性」を有することにかんがみ、その改廃に当たっては、慎重な議論を要します。

(条例の検証及び見直し手続)

第25条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その検証の結果及び法令の改正等必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

【解 説】

本条例の検証について規定しています。また、検証の結果や法改正等を受け、必要に応じて適切な措置を講じることを規定しています。

「議会基本条例」の規定内容に沿った議会運営と、市民意見や社会情勢等を勘案し、条例施行後も議会の在り方について不断の検討を重ねることとし、必要に応じて所要の措置を講ずることを規定するものです。

今後の亀山市を取り巻く社会経済情勢、地方分権の進展に伴う市行政や議会の在り方、地理的・政治的に置かれる市の立場など、市民福利の向上や市の発展の方向性に作用する要因をさまざまな観点から吟味し、議会の内容や質の維持向上に努めるよう、本条例の改正を含めた措置を講じていくこととなります。

「基本条例」として高度の安定性が求められるのは当然ですが、反面において、市行政や議会を取り巻くさまざまな動きに対する適応性・可変性も欠くことはできず、対立する両者のバランスを見極めるためにも、慎重に議論と検討を幾重にも重ねていくことが求められます。

本条例もその改廃に当たっては一般の条例改廃手続によりますが、その根幹となる部分は安易に見直されるものとはなりえず、あくまで「市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与する」という条例の目的をより確実に実現するために必要な時期に必要な範囲で見直しを行い、条例の姿と質を向上していく必要があります。

【用語解説及び参考】

※「検討」規定とは

「検討」に係る規定は、国の法令においては、一般的に附則中に規定される。

附則には付随的事項(施行期日、経過規定、関係法令の改廃等)が規定されるところであるが、本条例では、議会を取り巻く状況を踏まえ、議会の意思として常にその内容の適正性を担保していくという意思を示すため、実質的内容を規定するものとして本則中に置くこととした。

第10章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解 説】

本条例で規定された事項以外に施行運用上必要な規定事項については、規則、要綱、要領等にて別途定めることとしています。

また、その規定に当たっては、本条例の主旨を十分に考慮し、整合のとれたものでなければなりません。

【用語解説及び参考】

※別途定めるものとは

第8条第5項に規定する自由に情報及び意見を交換することができる場の設置要綱

・亀山市議会常任委員会における調査及び研究等の実施に関する要綱

第19条に規定する議会改革推進会議の設置規程

・亀山市議会改革推進会議規程

※関連する例規

- ・亀山市議会議員定数条例
- ・亀山市議会委員会条例
- · 亀山市議会会議規則
- ・亀山市議会全員協議会規程
- ・亀山市議会正副委員長会議規程
- ・亀山市議会広聴広報委員会規程
- ・亀山市議会議員政治倫理条例
- 亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則
- ・亀山市議会政務活動費の交付に関する条例
- ・亀山市議会政務活動費の交付に関する規則
- ・亀山市議会政務活動費の交付に関する規程 等

附 則

この条例は、平成22年8月20日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第23号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第3号)

この条例中目次の改正規定、第6章の章名の改正規定及び第15条の改正規定は平成25年3月1日から、第8条第3項及び第17条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月29日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

【解 説】

- ・本条例の施行日は、平成22年8月20日とします。 (制定附則)
- ・制定以降の改正附則を表示しています。